

## 第15回 浜松市市民協働推進条例検討会議 会議録

日時：平成15年2月20日（木） 午後6時30分～8時30分

場所：浜松市役所本館4階 部長会議室

出席者：伊藤裕夫委員長，山中恵美子副委員長，青山行彦委員，石田美枝子委員，北野佳世子委員，佐藤邦子委員，鈴木佳子委員，長澤弘子委員，中野勘次郎委員，鷲巣弘子委員

欠席者：なし

傍聴者：なし

報道関係：なし

事務局：鈴木企画部次長兼行政経営課長，杉山企画部副参事，渡瀬市民協働グループ長，小杉，幸田

---

### 会議次第

- 1 開会
- 2 議事  
(1) (仮称) 浜松市市民協働推進条例の検討について
  - ・ 条例案の逐条解説について
- 3 その他
- 4 閉会

---

### 会議の概要

前回に引き続き，事務局側で作成した逐条解説（案）について検討した。

---

### 配布資料

資料1：浜松市市民協働推進条例の逐条解説について(案)

資料2：委託業務に係る市民活動団体の登録に関する要綱(案)

---

## 1 開会

伊藤委員長

ただいまから，第15回浜松市市民協働推進条例検討会議を始めさせていただきます。

## 2 議事

### (1) 浜松市市民協働推進条例の検討について

#### ・ 条例案の逐条解説について

伊藤委員長

前回，逐条解説に関して，1条から7条まで，かなり修正した方がよいという議論がありました。

お手元には，事務局で鈴木さんのご意見も踏まえた形で修正したものがあります。

今日，これらを見ていきますと，全然進まないということがありますので，時間があれば戻ることにして，8条から入っていきたいと思います。

大きなポイントとして，「はじめに」という形で，以前に削除された前文を一応載せて，そして，なぜ協働かという形で協働の意味を詳しく載せていくということで，最初の部分を強化したのが一番大きな変更点です。かなり変わっているということになります。

8条以降がかなり問題になった箇所でもありますので，そちらに焦点をおいて見ていきたいと思います。

それでは，第8条の基本施策です。趣旨と解説について，ポイントのところだけで構いませんので，事務局の方でお願いします。

渡瀬市民協働グループ長

基本施策（第8条）について説明

伊藤委員長

8条に関しまして，解説の(1)，(2)あたりは，9，10，11条と深く関係があります。従って，(3)以降の，多少ここだけで完結するものについて，もしご意見があれば，お願いします。

中野委員

8条の1行目ですが，「協力」の「協」が抜けていますね。

## 伊藤委員長

1つ質問ですが、(3)以降の情報提供、活動拠点、あるいは人材開発の問題については、今回の条例で具体的な展開には全く触れていませんが、今後どのような形で展開するかという質問が出た場合には、どのように答えたらいいのでしょうか。

この中で、「必要と考えていたからです」ということが書いてありますが、書いた以上何らかの形で展開しなければいけないということで、現在「こういう形で展開を予定しております」というようなことがあれば、具体性を持つのかなという気がしたのです。

## 渡瀬市民協働グループ長

具体的なことが、まだ確定してない部分があります。

第9条の中にも、情報の関係が実際出てきますが、1つに、昨年、市民活動団体名簿を作成しまして、それをこの4月からインターネットで発信していこうということを進めています。今までは団体の名簿だけだったのですが、今後はイベント情報も流していくシステムを考えています。

また、パブリックコメント制度というものも、これも実際9条に関係してきますが、早いうちからの情報提供という点では、新しい展開になるかと思えます。まだそれだけではないと思えますけれども、こちらがまず情報関係における展開になります。

それから、活動拠点ですが、まちづくりセンターの活用と、今後、既存施設をどういう形で使い勝手のいいように変えていけるかというようなことなどについては、庁内連絡会を通しながら検討していくということもあると思えます。

それから、人材開発の面については、それぞれの分野における施策展開の中で、講演会などが考えられます。

また、人材部分につきましては、川崎市で検討された時に、直接的なその団体の専門的な知識などの開発をこちらから直接、支援するべきではないという意見が出ていたと伺いました。間接的にどこまでサポートできるかという時に、やはり、「自分たちの町は自分たちで」というような気運を高めて行くというような意味での機会づくりになると思えます。行政経営課では昨年からNPO講座というものをやっておりますが、これもまた継続していき、今後それを広く展開して、例えば、講演会を開いていくこと等も計画はしておりますが、どのようなものかは検討中です。

伊藤委員長

そういう内容は予想できるのですが、ここに細かい事を書く必要はないと思うのです。この欄について、「今後、この条例を根拠に市民からの提案等を含めて、整備を進めていく予定です。」というものを最後に入れてもらおうと、ここに書いてあること自体が今、すぐに施策になっていなくても、市民も提案しながらやっていけるというニュアンスも出るのではないかと思います。具体的に何があると書いてしまうと、今は書けないものがたくさんあるとなってしまいますので。

まちづくりセンターについても気になっているのは、実際に9条、あるいは基金の方でも、その関係が出てきますが、まちづくりセンターの人達も今後どのように変わるかという不安を持っている面もありますね。例えば、まちづくりセンターという固有名詞を挙げていく以上、早い段階でその位置付けを変えて行くなり、あるいはそのサービスの内容を一部追加、変更をしていくということについてやっていかないと、これを読んだ人がまちづくりセンターに行って、「やってないの？」という話になってしまう部分も結構起こってくるのではないかなという気はしたのです。まちづくりセンターの問題については、また後で触れたいと思います。

次に9条へ移りたいと思います。

渡瀬市民協働グループ長

市民等の市政への参画機会（第9条）の説明

伊藤委員長

9条についての解説ですがどうでしょうか。附属機関という言葉がいきなり出て市民はわかりますか。ややわかりにくいところも多いと思いますが、ご意見等をお願いしたいと思います。

長澤委員

読んで期待してしまったのですが、パブリックコメント制度の導入などを想定したものですというのと、まだ他にもあるのかなと思いました。まだ他にもあるのですか。

渡瀬市民協働グループ長

そういうものは、特にございません。この間の会議でも、これだけなのかというご意見がありましたね。行政側だけでなく、市民の側から「新たにこういうものがあるのではないか」とご提案されたものを、どんどん取り入れながら展開していくべきではないかと思います。

長澤委員

先ほどの「など」の中には、そういうことが全部含まれるということですね。そうであれば、そういう展開を考えているということは書けないでしょうか。

伊藤委員長

書けなくはないでしょうけど、どういう文言になるかというのを提案してあげたらいいですね。

杉山企画部副参事

具体的に4月からスタートするパブリックコメント制度を例示したわけですね。おっしゃるように、具体的な表記ができなくても書いていくということではできるでしょうけれども、原案としてはこの形に収めました。これではなければならないということではありません。

伊藤委員長

「など」についての話になっていますが、ここについては長澤委員の方も、修正案なり、具体的な提案があったらお願いします。

「など」は、曖昧といえば曖昧で、すでにある制度もありますよね。情報公開制度では、条例があって、当然情報公開請求はできるわけですね。すでにできている制度として、そういうものもここに書いてないわけですね。さらに、新しい仕組みがインターネット等の普及によって開発されていく可能性もあるということだと思います。そこについていい提案があれば、お願いします。

それから、その下の「附属機関の役割」のところについて、少しわかりにくいという感じもしますが、他に、もしご意見あればお願いしたいと思います。こちらのほうも、「市政に反映する場の一つとして・・・」と書いてある以上、2つ目、3つ目というものが想定できるだろうという同じような指摘はできるわけですね。取りあえず、現在1つとして、これを紹介しているわけですが。

長澤委員

前回も言ったと思いますが、逐条解説というのは、わかりやすくするための解説であるわけですから、必要以上に膨らませたりすることはいけないかもしれませんが、例えば、この「附属機関等の設置及び運営の改善についての基本方針に基づき」というのは何なのか、これを読んだ人がわかると思いますか。自分で役所に行って聞いて下さい、ということかもしれません。一つ一つが丁寧でないというか、優しく

ないと思います。解説とはそういうものなのですか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

前回ご指摘いただいた、「適切に対処する」というところは、一応解説したつもりであります。ご指摘の「附属機関」は、確かに市民から見た時に、附属機関とは何なのかという疑問もありますので、この方針の狙いとしたのは何かということ、わかるように解説していきたいと思います。

伊藤委員長

地方自治法の説明ではなくて、例えば、委員会や審議会などの附属機関を活性化するという感じの表現などではないでしょうか。

例えば、委員会の公募委員の比率などについて、もう少し具体的に書き込んだ方がいいと思います。基本方針自体も、この機会に市民に知っていただくということがすごく重要ではないかと思しますので、そういうことを書くことによって、単にこの条例の解説ではなく、市民がもっと市政に参加したり、あるいは協働の体制を開いているという浜松市の積極的な姿勢をみせたりした方が、プラスになると思います。条例に関わらないことについては名称だけ書くというのは、少し不親切かなという感じがします。

実際に公募委員を募集しても、なかなか手をあげる人も少ないということもあるわけですが、たまたまこれを読んだ人が、こういう繋がりがあるのであれば、自分も参加してみようという感じを持つかもしれないのです。

(1)の方はどうでしょうか。基本的にはパブリックコメント制度と検討委員会等に対する公募委員の一定比率をきちんとするということが、具体的な例として挙げられています。他にもっとこういった要素があったのではというようなことがあれば、お願いしたいと思いません。

それから、(2)の方が先ほどの8条とも関連してきますが、まちづくりセンターの機能強化についての解説になっていきます。

まちづくりセンターが今後どのような形になっていくのかを第8条に書くべきか、第9条に書くべきなのははっきりしませんが。まちづくりセンターは、今までまちづくり団体しか関係ないもので、福祉をやっている自分達は行ってもしょうがないと思っている人が結構多いと思います。そういう人たちにとっても、広い意味でのまちづくりであるという形で、それがまた協働のまちづくりのためのセンターなのだ

という気持ちを持ってもらえるように解説を書かないと、実際には機能しないと思います。どういう書き方がいいかわかりませんが、今回この条例ができたことによって、もっと、そのような要素が確立されていくということが、解説に書かれているといいのかなというのが私の感想です。

#### 鷲巣委員

まちづくりセンターが窓口機能になるということを想定しているとおっしゃいますが、そちらサイドで、窓口になるという作業は進んでいるのでしょうか。

例えば、男女共同参画条例の場合ですと、あの条例ができることによって、青年女性センターが男女共同参画推進センターに名称を変えていくという形をとっているようですが、こちらはいかがですか。

#### 鈴木企画部次長兼行政経営課長

附則で、まちづくりセンターに窓口としての機能を担っていただく為の条例改正をやっていくわけです。そのことによって、向こうはそのような機能を4月から発揮するために、必要な措置を当然取るわけです。その為の予算措置についても、それなりの人間的な経費については予算案が上程されていますし、また、具体的に相談があった時に、どういう動き方をするのかということについても調整をしているところです。この条例の施行の時期に合わせて準備を進めているとご理解をいただきたいと思います。

#### 渡瀬市民協働グループ長

追加ですが、3月29日、30日でセンター祭りというものを予定してしまして、それを利用して、今後、協働という部分で新たな展開を図るということを打ち出していきたいとセンター自身考えております。

#### 伊藤委員長

第9条について、書き方等でわかりにくいところについては、今出ているような意見を踏まえて修正をしていくことにしたいと思います。

それでは第10条に移りたいと思います。

第10条は参入機会の関係で、先週配られました委託業務に関する市民活動団体の登録に関する要綱というものが関連資料としてありますので、含めて簡単にご紹介したいと思います。

渡瀬市民協働グループ長

市が行う業務への参入機会（第10条）の説明

伊藤委員長

こちらについてはどうでしょうか。この要綱については基本的には従来とは違う形です。どういう特長があるかがわかれば、この文章の中にもそれを込めて書くと、要綱をつくる理由がより明確になるのではないかと思います。

12月の意見交換会の時にも、わざわざ別の窓口を本当につくる必要があるのかという質問が出ています。そういう意味でも、解説の中で答えていく必要があるのではないかと思います。

他にどうでしょうか。3の「事業者が参入してくることも考えられます」というのは、3だけでなく、2や、1に関してもいえることなので、ここに書く必要があるのかなという気はしたのです。ここではむしろ評価の問題をきちんと説明したほうがいいのではないかと思います。あるいは説明責任の問題についてきちんと説明したほうがいいのではないかと思います。

説明責任に関していえば、市民活動団体が請負った場合、市民活動を支援したような形で今まで行われているケースが多いわけですが、しかし、あくまで協働においては市民活動団体も成果を上げることが期待されているわけですし、それがきちんと市民にわかりやすい形で説明されなければいけない。そういった意味での評価というものが必要になってくると思います。

それから、これは皆さんのご意見をいただきたいのですが、評価のやり方について、今、行政評価も含めて、随分議論になってきています。アウトプットからアウトカムへというような議論が、もう2～3年各地で議論されているわけですが、なかなかこれも市民にはわかりにくい内容です。

多くの人たちは評価といった瞬間に、学校の試験のようなイメージがあって、試験されるのは嫌だという反応もないわけではありません。市民活動団体においても、「積極的に評価を」と叫ぶ団体と、評価に対して非常にアレルギーを持っている団体とが明確に分かれつつあります。この辺のところも、どう書けばいいのか難しいのです。

長澤委員

またまたわかりにくいところを言いたいのですが、この「それ以外の随意契約に」ということが、果たしてこれは読んでわかるでしょう



か。私たちは、随意契約とはどういうものかという話をしたのでわかりますが、普通の人にはわかるでしょうか。その辺も、もう少し丁寧に書いて欲しいです。解説なので、わからなければその意味がないと思います。「説明責任を果たす」とはどういうことか。また、それによってどういうことがいいのかということも、もっとわかりやすく書かないと、本当にこれは条文がそのまま書いてあるだけだなと思いました。

#### 伊藤委員長

全体的に難しいと私も感じていますし、あくまでも今回の逐条解説は、議員に対する解説ではなく、市民に対する解説であるというのが大きなポイントになると思います。しかし、本来、この解説というのは、委員が書くべきものでもあるということ踏まえて、事務局だけに要求するのではなく、なるべく可能であれば、「この様に書いたら・・・」、あるいは「この様な表現が一番わかりやすいのではないか」という提案があれば、是非出していただきたいと思います。事務局に、プロとして「このような表現を考えて欲しい」という要請を出すのは自由だと思いますが、なるべく協働してつくっていただけるように、前向きなご発言をお願いしたいと思います。

どうでしょうか。今述べた事をもう一度説明します。あくまで、この条例をきちんと生かしていくためには、市民自身が当事者ですから、一般市民が読んで、理解し、「これは使えるな」とか、あるいは「これを基にこれから先の浜松市のあり方が見えてくる、期待が沸いてくる」というようなものでなければ意味を持たないのではないのでしょうか。一部の人だけしか理解できないものであれば、開かれた市民協働にはならないのではないかという気持ちは持っています。そういった意味で、なるべく多くの市民が読んで、少なくとも精神を理解できるようにしていきたい。あるいは、わからないところについては、せめて「ここがわからない。」という形で具体的に質問ができることまでのわかりやすさが欲しいと思います。

#### 山中副委員長

市民協働の解説のところでも私も意見を言わせていただいて、事務局が新しく取り入れてくださいました。

「川をきれいにするにはどうしたらいいか」という具体的な事例を出したわけです。事務局で線を引いてくださったところです。この前は、市民がわかるように、大きな括弧で事例を挙げたのかもしれない

ん。ここだけが突出していて、あとは急に硬くなった条例文のようになっていますが、この様な軟らかいところも入れていったらいいのではないのでしょうかというのが提案です。

例えば、まちづくりセンターのあり方で、「こうしたらいいのに」と思う方が出向いて、相談窓口の方と何かできるというような具体的な例を挙げるなどです。先ほど、長澤委員がおっしゃったところですが、説明責任というのは、どのように市民の成果の声を聞くかとか、簡単な事例を挙げたらいいと思います。先ほどの協働条例の、川をきれいにする運動という1箇所だけ例を挙げていているにもかかわらず、外にはそういう部分がないから硬いように思えます。

#### 杉山企画部副参事

おっしゃる通りでございますが、今、ご覧いただいている資料は前回提案した時の叩き台です。今回修正案として出した第1条から第7条の調子と若干違ってまして、第8条以降の表記部分についても、できる限り、そのような加筆、修正をしたいと思いますので、そういう目でご覧いただければと思います。

#### 伊藤委員長

事務局には、逐条解説の筋書きを書いてもらったという認識で、それをきちんと肉付けしていくのは委員の仕事でもあると思います。実際に文章にするのはまた事務局に書いてもらうにしても、例えば、「この様な形で書いて欲しい」という具体的な提案をしていければと思います。あるいは、「こういう表現はまずい。」というのも、もちろん必要になってくると思います。そういうものがあれば、最初に修正をしなければいけないと思いますし、提案を是非お願いしたいと思います。

#### 山中副委員長

言葉についてですが、条例と全く同じ説明の言葉を使うのをやめてみたらどうでしょうか。例えば、「緩和したものです。」というところで、「緩和」という表現をもう少し軟らかくしてわかるようにするとか、もう少し、普通私たちが使うレベルの言い回しの言葉に直せば、逐条解説が市民レベルに近くなるのではないのでしょうか。

#### 伊藤委員長

細かい表現については、なるべく漢語ではなく、わかりやすい日常語を使うようにしてもらおうという形で、これは最後の問題にしておきたいと思います。

例えばこういうケースの場合には、例を入れたほうがいいのではないかと、こういうケースの場合には、もっと説明が必要ではないかというようなことは、ここで是非指摘して欲しいと思います。

もっと文章を軟らかくしていくということについても、当然、最後の段階で案が固まってくれば、また事務局から皆さんの方へ、これから先はメールで送られてくると思っていますので、それについて次のステップでやっていただきたいと思います。山中副委員長が言われたことも最終的には全部生かして欲しいと思いますが、今日、そこをやっていると時間を取ってしまいますので、もう少し具体的なポイントをお願いしたいと思っています。

#### 佐藤委員

「緩和」というところの指摘がありました。市民活動団体の登録基準が緩和したところで、一体どのようにしやすくなったのかとか、こういう要綱が無かった時と、できた後ではどのように変わったのかというところを入れるとわかりやすいのではないかと思います。

#### 鈴木委員

たいへん基本的なことを伺いますが、この逐条解釈というものは、実際にどういう場面で使われるのでしょうか。この逐条解釈を使う具体的な場所というのは、どういうところになるのですか。

ただ、漠然と条文と一緒に一般に公開するのか、それともこの条文を生かして何かをしようという人間が、例えばまちづくりセンターに行って、この条例に関して、いろいろ質問したり、相談をした時に、これをマニュアルとして利用したりするために用意するのか。

どういうことを想定して、逐条解釈をつくらうとしているのか、これを考えているうちにわからなくなってしまったので教えて下さい。

#### 伊藤委員長

その問題については議論をしなければいけない問題です。まず事務局としては、3月の議会の時に説明に使いたいというのがあるようですが、一般的に想定されているのは、それだけでなく、条例ができて施行されるに当たって、インターネット等で条例の解説としてこれを載せる他に、私の希望としては「市の広報」にこのような条例ができましたということで、条例の文章だけを載せるのではなく、こういう逐条解釈で解説することができれば、関心を持ってもらいやすくなるのではないかと思います。

あるいは印刷されたものが、まちづくりセンターを始め、公民館等に置かれていて、自由に持っていただくというやり方もあるのではと思っています。しかしこの辺についてはまだ検討していませんので、最後にご意見としていただきたいと思います。

文章に関わってくるかもしれませんが、先にそちらにご意見があればお願いします。

#### 鈴木委員

本当に基本的なことですが、その辺がはっきりしなくて、実は手詰まりになっております。

#### 長澤委員

逐条解説をつくることについては、議論という議論はしてないと思いますが、条文だけでは委員会で検討したものがまるでわからないからということで、逐条解説は必要という話はしたと思います。

前回も言いましたが、この解説は、「こういうことをつくりました」とか、「こういう意見もできました」ということが、入ってくると思っていたのですが、そういう解説ではなくなっているの、前に納得したものと若干違ってきているなという印象は持っています。

だから私は、先ほどからわかりにくいと言わせていただいているのです。

#### 山中副委員長

今、長澤委員がおっしゃったことは、私もしっかり聞いておりました。しかし、事務局側の話で、逐条解説になんでも書いてしまうとややこしくなる、ということも納得してしまして、そこがまた難しいです。先ほど言ったように、誰にわからせるのかということで、私は最初から一般市民と聞いていました。一つの言葉でも難しいものがあるものですから、それをわかりやすくするため、私達が今まで話してきたことを事務局側でそれなりに砕いて書いて欲しいというのは、長澤委員と同じです。

#### 青山委員

コンピュータを使っていて、新しいソフトを入れたとしても、付属のマニュアルだとよくわからなくて、マニュアル本を買いますね。

そうすると実際に使うことを想定したものが書いてあるのでよくわかると思います。先ほどから長澤委員が言っているように、似たようなボリュームのものが2つ出てくるものですから、余計に両方の文章

を見たりしなければいけないので、むしろ、その中のキーワードのようなところをシンプルに説明して、あとは運用していく段階で、まちづくりセンターで出てきた質問事例で、これはこのようになったというように、トラブルシューティングマニュアルのように、積み重ねていったほうがわかりやすいのではないかと思います。もっと説明しようとする、どんどんボリュームが増えてしまってわかりにくいので、ここだけキーワードで説明するというような引き算の作業も検討していただいたらどうかなと思います。

どんどんボリュームが広がってしまうと、なんでもかんでも付けなくてはいけなくなるので、むしろ削っていくという作業も視野に入れて検討されたほうがいいのではと思いました。あとは運用してみてもいいのではないかなと思います。

#### 中野委員

私も皆さんの意見をお聞きしながら、こんな事かなという意見を言ってみたいと思います。

(男性、女性という表現は適切ではないかもしれませんが、)男性がやはり文章をまとめているので、男性はついつい漢字を使いたくなるし、より硬い表現を使いたくなるし、女性からみるとわかりにくい表現や文言を使ってしまうのかなと感じました。

長澤委員や山中委員の言われていることをお聞きして、NHKの「週間こどもニュース」のことを思い出して、たぶんあのイメージを持たれているのではないかなと思いました。それを文章で表現すると、青山委員の言われるように、ボリュームがたいへん増える可能性もありますが、条文を読んでもわからないけれど、逐条解説を読むと、より市民に身近で、「そういうことだったのか。」とわかるというイメージです。私自身は書けないかもしれないと思いながら、意見を言わせていただきました。

#### 伊藤委員長

整理をしますと、どういう形で配布するのかは議論をしていますが、今までの、条例とは何かという議論の時からも、今回市民協働を条例化するに当たって、単に行政マンがそれに従っていく条例になるのであったら、指針を活用すればいいという意見がでています。

今回条例をつくる大きな意味というのは、本当に市民が理解し、お互いにこれから先の浜松を協働でつくっていくに当たっての手引きのようなものにしていきたいというのが大前提ではないかなと思います。

条例そのものも、当初はもっとわかりやすい文体にしていきたいという意見もあったわけですが、最終的には条例文自体は今までの条例文体に収まったということもあります。特に解説については、多くの市民に理解をしてもらい、何人かの市民はこれを使って、新しいまちづくりに参加していくような一つのきっかけになるものにしていくということがポイントだと思います。

2つ目に、中野委員の言われたことと少し違いますが、わかりやすくするというのは、子供にもわかるというよりは、NHKのニュースの解説ではないですけれども、複雑な内容について、どこが今ポイントかということを示してあげることが大きな要素だろうと思います。青山委員が言われたように、すべてについて解説するのではなく、一番へそになる部分をお互いに共有できるような解説を書かないといけないだろうと思います。いくらわかりやすくても、こんな分厚いものを渡されたら誰も読まないというのは、はっきりしています。量的には事務局でまとめてくれたくらいがいいのではないかと感じています。

これは不必要なものと思うものがあれば、外していいと思いますし、あるいは肝心な部分について、精神のわからない部分があれば、かなり詳しく説明をしていく必要もあると思います。

その辺のメリハリは当然考えていきたいと思いますが、どうしても行政が書くと他の行政マンに、あるいは議員さんに趣旨を理解してもらおうという前提で解説を書きます。この委員会では、そちらよりも市民に読んでもらえる、そして一緒に協働に立ち上がってもらえるような解説をつくるのが大きなポイントではないかと思っています。

この精神は、きちんとした形で文章化されていませんが、今までの議論の中で確認されてきたことだと思います。ただ、それをどのように多くの市民に伝えるかという問題については、後で要望として出していきたいと思っています。

そういう理解のもとに、是非検討をお願いしたいと思っています。

#### 長澤委員

とても良くわかります。ここで提案ですが、以前にインターネット等で市民意見を募集して、市民から意見が来ました。あれは素直な意見なので、そこがやはりわかりにくいところなのではないかなと思います。

検討会議としては、それぞれの条文の中で一番論点になったところや、市民からの意見がきたところ等を重点的に解説をしていくことは、とても市民ニーズにあった解説になるのではないかと思いますがいかが

がでしょうか。

伊藤委員長

市民の意見に対する検討委員会からの回答は、皆さんに分担して書いていただいたものですので、これはなるべく生かしたいですね。以降、変化したものもありますので、そっくり使う必要はないと思いますが。この時に書いたような考え方は比較的委員のタッチに近いということになると思います。

この時に、多くの意見を寄せられた場所は、市民も関心の強い場所だと一応言えるかもしれませんが、これはごく一部の人ですから、これ以外のことについても、もっと低姿勢に書いていく必要があると思います。ただ、この辺がポイントになる場所であるだろうということは一つの仮説としてあると思います。

もう一度、本体の方に戻しますがよろしいでしょうか。第10条もまだいくつかありますが、今の精神でどのように直していくかについて、言い放しだけではなく、フォローしていただくということを前提に、次に進めたいと思います。第11条に関しましては、「浜松市市民活動団体助成要綱」とも関連してまいります。

渡瀬市民協働グループ長

第11条ですけれども、通常、いろいろな基金の設置条例というものがあるわけです。今回は、第11条に入れてあります。解説は、それぞれの項ごとの説明というスタイルを取らずに、何のための基金かということがわかるようなものにしてあります。

基金（第11条）についての説明

伊藤委員長

どうでしょうか。ここは最も解説が必要なところですね。条文だけを読むと、さっぱりわからないということがあります。外は多少慣れている人ですと、難しい表現であっても、条文を読めばわかる場所が多いのですが、第11条に関しては、条文を読むだけではさっぱりわからない表記になっていますので、ここは一番解説が重要なポイントになると思います。

第一点挙げたいと思います。今回の基金は、もちろん税制優遇ということも重要ですが、寄附者の意思を尊重できる仕組みであるということが大きなポイントだと思います。そこが完全に表現の中に抜けて

います。前段は、何故こういう基金が必要なのかというのがよくわかるのですが。特長としてまず税金を使わずに、寄附金を原資にしているところです。寄附者の意向を尊重する形で、寄附者が応援したい団体や活動分野の事業を支えていくということです。税金は払った人の意向とは関係なしに、議会で決められた仕組みで使われていくわけですが、この制度は、自分が、環境問題が大事だと思う人は環境問題にお金が行くわけですし、福祉が大事だと思う人は、福祉に使っていいということが、税金と一番違う特長だと思います。ここは是非わかりやすく書いて欲しいです。

#### 山中副委員長

前回もずいぶん話があったと思いますが、「目当ての団体がない場合はプールしておくこともあり得ます」というようなことも、入れた方が的確ではないでしょうか。

#### 青山委員

ここの仕組みはどういう基金なのかという特長を箇条書きにしたらどうでしょうか。例えば、新車が出たら、「燃費がいい」とか「環境に配慮している」とか書きます。文章でダラダラとつなぐと特色がぼやけてしまうので、委員長が言ったような部分を併記して列挙すると、「こういう特色がある基金なのか」ということがわかるので、可能であれば、そういう表現もしていいのではないかと思います。

またこれも可能であれば、図表で入れてあげるとわかりやすいのではないかと思います。

すごく文章が長いと読みにくいので、簡略化できる部分に関しては、可能であったら提案したいと思います。

#### 長澤委員

皆さんがおっしゃったように、「今までの基金とは全然違う基金だ」ということがもっとわからないといけないと思います。それを担保してくれるはずだったと言っはいいませんが、確かそういうお話でここに入ってきたのではないかと思います。

#### 伊藤委員長

今、述べたような特徴をもう少しわかりやすく書いていくということと、あまり長くならないようにしていくためには、例えば、基金について、ここで特徴の3つか4つをきちんと挙げて、詳しい仕組みについては後ろのほうに別添で解説書を参考にするということがありま



す。杉並区も「基金の解説書」がありますけれども、基金については別添の解説書にしないと結構長くなってくると思います。従って、このような形にしてしまうことも一つの方法ではないかと思ひます。

2番目に、これは運用の問題として、現在の対象はNPO法人になっているわけですが、それについて触れるか触れないか。これから先ずっとNPO法人だけを対象とするのではなく、将来的にはもっと市民活動全体に広がっていくようなニュアンスを残すようなやり方をしたいと思ひます。ここの書き方については工夫しなければいけないと思ひます。

#### 中野委員

趣旨、解説を読んでいまして、一番難しい表現かなと思ひたのは、「市民の寄附文化の醸成」という言葉です。「醸成」という言葉は「醸し出す、成る」というわけですが、こういう表現をする時には、できるだけ訓読みの表現をしていくとわかりやすくなるのではないかと思ひました。ですから、条文はそのままでいいと思ひますが、趣旨と解説のところは、やはり抽象用語を使う際に、十分に噛み砕いて説明したほうがいいと思ひます。簡単な例では、今言ったように、訓読みにしたらどうかということですが。

#### 伊藤委員長

基金については、もう少しご意見いただきたいと思ひます。市民説明会において、最も質問が出たり、揉めたりしたところですし、検討会議の中でも全員一致で賛成した部分ではないということもあります。現在は、この条例に入れるという形で、委員会としては了承していますが、誤解を避ける表現がとても重要ではないかと思ひます。

#### 山中副委員長

皆さんの身近で起こるような寄附の例を載せて説明できないでしょうか。解説の部分で、ここは一番すぐ見るのではないのでしょうか。その時に、「こういうこともできるのか、こういうことはいけないのか」となります。寄附者の気持ちがそのまま明確にいくことのいい例を入れたらどうでしょうか。

#### 伊藤委員長

そうですね。この辺は例を入れたりするとかえってまた問題点が出るかもしれませんが、検討しつつ、具体的な展開については、基金については別添につくった方がいいと思ひますが、どうでしょうか。

従って、この条項の中で絶対触れておかなければいけないポイントは何かという形で整理していきたいと思います。

長澤委員

市民意見に対する回答がありますよね。そこにしっかり書いてあったような気がします。それをそのまま持ってきてもいいかなと思いますがいかがでしょうか。

伊藤委員長

(1)と(4)は書く必要ないと思いますが、(2)と(3)、(5)については一言触れておくことは必要かもしれませんね。これも文章が硬いので、もう少し軟らかくしたいと思います。それと今考えた事を整理しながらまとめ直すという感じになると思いますが、どうでしょうか。

山中副委員長

国における寄附税制の改革等が進んだ場合は、というような事を入れたらどうでしょうか。

伊藤委員長

いずれにしても 附則に今後の運用によって見直しを図ったり、あるいは状況の変化に応じて展開したりということを強調する文句は最後にきちんと書いておかなければいけないと思います。これは基金だけでなく、全体に関して言えることだと思いますが、NPOを取り巻く法制度自体、2～3年後には全然状況が変わってくる可能性は非常に高いので、最後のところでそういうことに触れていきたいと思います。ここだけ強調して書く必要はないという気はします。

第11条については今検討したような内容でよろしいでしょうか。

最後に第12、13、14、15条は、かつては一つの条にまとめられていたものが分けられただけですので、ポイントだけ確認していきたいと思います。そして最後に附則を見ていきたいと思います。

渡瀬市民協働グループ長

市民協働推進委員会(12～15条)と附則について説明

伊藤委員長

ここについてはどうでしょうか。

#### 長澤委員

第11条に戻りますが、条文の中で主語、述語だけを読みますと、「6.市長は、助成することができる。」「7.市長は決定する。」というようになっていきますね。これは、委員会が審査したことは、市長の決定になると理解してもいいのでしょうか。万一違うということは起こり得ないのでしょうか。その辺がどうしても気になりました。

#### 伊藤委員長

正に、決定権は市長が持っている、11条第7項にも、推進委員会の審査を経て、市長が決めていくと書いてあるわけです。審査委員会がすべての助成を決定する機関だとは書いてありません。

#### 渡瀬市民協働グループ長

この委員会の性格としては、諮問機関ということですので、最終的な決定権はあくまでも市長になります。しかし、市長はその事柄を決定するに当たって諮問するわけですから、その会の決定は最大限尊重するという立場になると思います。

従いまして、同じケースになることの方が当然多いかなと思いますが、しかし、すべて同じだということをご約束しているものではありません。最終決定は市長にあるということだけご理解いただければとよろしいかと思えます。

#### 長澤委員

それが事実でも、基金の特徴である、助成とは違う、市がお金をくれるわけではないというところが、はっきりわかるようになっていないと不安だなと思いました。

その辺の意見というのは多かったですよね。市を通ることによって、「くれてやる。」になっては嫌だということです。「これは市長が決定すると書いてあるね。」というように引っかかる方もきっとNPOの方の中にはいるのではないかと思いました。

#### 伊藤委員長

一言私の個人的な意見を言いますと、基本的には市長の責任で決定しますから、このような諮問機関の答申と違った決定が行われた場合には、政治問題になることは明らかなことですので、これは多くの市民が選挙によって、決着をつけるというパターンになるでしょう。そういう形の導きはされていると思います。

それから、委員会自体が市長よりも公正であるという保証がどこに

もないということも事実だと思います。ある人が委員長になって、牛耳って、その人間が非常に独断で配分を決めていった方が、もっと危険な要素もあります。そういった意味においての導きというのは両者のバランスによって決まっていくものだと思いますので、市長が決定するということは、役人がすべて決めるということでは全然ないと私は考えています。

#### 青山委員

もう一つは、この基金はたまたま今回つくりますけど、唯一これだけが基金ではないので、NPOの中には、市民ファンドのほうがいいと言って、動き出しているところもありますし、独占するとは限らないのです。その部分に関しては、そう心配しなくてもいいのではないかと思います。

#### 伊藤委員長

私も心配する必要はないと思います。不信感があれば、所詮、機能はしないだけになってしまうと思います。やはり、きちんと多くの市民の信頼を得て、運営されていくためにはそれなりの努力が必要だと思います。

そういう意味で少し気になったのは第12条第2項で、この「市長に意見を述べることができる」ということを、特別に項目で挙げていることについて、一応解説はしていますが、表記が少し弱いのかなという感じは持っています。

それから、16条のような条項はどの条例にもあるので、一般の市民が見ると、何でこんなことを書くのかな、と正直思いますよね。これは敢えて、解説も書きようがないでしょうから、2行くらいにしかなくなっていないのだと思います。慣例のようなものですね。それから、決めてない突発事が起こった時は、予備条項になります。

それから、見直しのところの説明について、もう少し具体性があった方がいいのではと思います。例えば「基金等については国の施策についても、いくつかの新しい施策の検討が始まっています。こういったことも含めて見直しというものは、非常に重要だと取りあげました。」というような形で書いてもらった方が、市民の人たちにはピンとくるのではないかと思います。特に今回の見直し条項は、これも慣例とみられてはまずいので、もっと強い意味を持っているということを強調していきたいと思います。

#### 青山委員

今の点は非常に賛成です。あと、まちづくりセンター条例を改正するところに関しては、まちづくりセンターが「狭い意味でのまちづくり」ではないという意味合いをもう少し明確に伝えて、市民活動のセンター的な役割を積極的に担ってもらおうというようなことを少し補足してあげた方が、わかりやすいと思うので、その辺はより親切に説明をしていただけるといいかなと思いました。

#### 伊藤委員長

まちづくりセンターについては、青山委員が言われたことに加えて、さらにはっきり言いたいのは「まちづくりセンターを本当にまちづくりセンターにするのは条例でなく、市民たちである。」ということです。単にそこを利用するのではなく、その運営にも様々な形で関わっていくことが重要であって、そういう事も最後のところなので、脱線して書いてしまっているのではないかという気はしています。

「まちづくりセンター条例を改正して、今回、文字通り、まちづくりの中心にしていきますので、多くの方に利用してほしい」ということと、さらに、「利用するだけでなく、まちづくりセンターの主演としてその運営、あるいは活用の発展のために市民の協力が求められる」というようなことまで、できれば書き加えたいというのが私の個人的な願望です。

#### 山中副委員長

まちづくりセンター条例を見たことがないものですから、まちづくりセンターの定義がわかりませんが、浜松市民の殆どは、あそこは何だろうかと思っていると思います。「まちづくりセンター」の名前を変えることは無理でしょうね。どうしても中立みたいでわかりません。なんとなく関心のある人は、「あの東街区の公園をつくる場所にあるんだ」とわかるかもしれませんが、まちづくりというものを、福祉や環境などを含めた自分たちが住みよいまちづくりと思わない人が多いのではないかと思います。今回、まちづくりセンター条例を改正するのであれば、できればこの機会に名前も改正して欲しいと思います。例えば「まちづくり市民センター」など、皆が使えるイメージです。

#### 青山委員

正にそれが付いてこないと意味がないかなとも思います。今回まちづくりセンターの名前を変えることも議会では可能ですか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

条例案が議会上程されていますので、今回は無理だと思います。

伊藤委員長

まちづくりセンターの活性化については、他の問題も含めていくつか宿題が残っていますので、それは第2ステップにしたいと思います。とりあえず、今回は基金と市民からの提案の窓口というところで、止めておきたいと思います。ただ、次の推進委員会の仕事の中に、まちづくりセンターを文字通りのセンターにするためにどうしたらいいかということのを是非検討して欲しい、という形で公式の記録にきちんと残して渡すようにさせていただければと思いますがどうでしょうか。

今から条例の変更までもっていくのは、もう4月に向けては無理だと思いますので、例えば、この検討会議としては、2年以内にまちづくりセンターの改革を含めて、この条例の施策の第2弾ができるように要望しておきたいと思います。皆さん、異存なければ、きちんと記録に留めていただきたいと思います。

今日は細かいところについては、どのように直すかは決めておりませんが、今後の扱いについて、提案させていただきたいと思います。一応、きちんとした議論を行う会議は今日が最後ということになっております。

今日の段階で、「それまで」というわけにも行かない部分もあります。先ほど、事務局とも相談しましたが、一応、議会の動きとしましては、3月4日に条例案を議会上程するそうです。そして、17日あたりの委員会でこの条例の説明、検討というものが行われるという予定になっているそうです。3月4日の時に、これはきちんとできていなければいけないことはないのですが、もう少し具体化されたものが必要になってくると思いますので、この段階で、細かい修正等はもう少し後でできると思いますが、大まかな内容については確定したものを挙げたいと思います。

従いまして、今日の検討結果を事務局で修正をお願いしたいと思いますが、今日言い足りなかったこと、あるいは、非常に重要なので、こういう事例を入れて欲しいということがあれば、2月25日頃までに事務局に、メール・ファクス等で渡していただければと思います。それを基に28日くらいまでに事務局でまとめたものを私の方へ送っていただきまして、最終的にもう一度、私のほうで文章の訂正や、修正をさせていただきたいと思っております。そして、まとめたものを事務局に戻すと同時に、事務局から、それを各委員の方たちにも、

もう一度送付してもらって、最終的な微修正や意見をまとめて、その直しをして、3月10日くらいまでに提出できるような文章として用意をするというスケジュールでいきたいと思います。

これはあくまで議会ですので、その中で修正される可能性はありますから、最終的に市民に見せるものについては、さらに手を加えて直す必要が出てくる可能性はあると思います。その辺については議会の検討が終わった直後あたりに、市民協働推進会議が開かれますので、その推進会議の直前に30分～1時間の検討会議を行い、そして、そのまま推進会議に引き継ぐという形にしていきたいと思います。議会で多少の修正意見があった場合、それに応じた対応が当然あると思いますので、その確認をしたいと思います。そして、市民に配るに当たって、例えば、どのような形で見てもらおうかについての簡単に打合せを検討会議で行い、推進会議に報告するという形にさせていただきたいと思います。

恐れ入りますが、修正案が事務局からきていますので、今日検討したことを踏まえて、是非、ご意見をお願いします。来週の25日を目的に、修正意見をお送りいただければと思います。

最後に日程の調整をしたいと思います。

次回 3月25日の3時半～

冒頭の30～1時間検討会議を行い、その後引き続いて推進会議を行う。

#### 4 閉会

伊藤委員長

それでは、第15回浜松市市民協働推進条例検討会議を終わらせていただきたいと思います。ご苦労さまでした。